

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和5年11月21日

石油ストーブなどの事故 ～ 使用前にほこり除去、動作確認 ～

石油ストーブや石油ファンヒーターなどの暖房器具が恋しい季節になりました。石油ストーブなどによる事故は毎年11月ごろから多く発生しています。過去5年間に独立行政法人製品評価技術基盤機構に通知のあった石油ストーブなどの事故の多くは、誤った使用や不注意によるものです。消費者庁、経済産業省、同機構は、合同で火災事故の未然防止のための注意喚起を行いました。その内容をご紹介します。

事故の事例

- 石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下して火がつき、周辺が焼損した(60代 男性)。
- 20年以上使用していたストーブで、芯が短くなっていたのは分かっていたが、そのまま使用していたら消火した時異常な音がして出火した(70代 女性)。
- 石油ストーブの給油口の栓を閉め忘れて、そのまま使用していたら火災になった(80代 男性)。

使用前の五つのチェックポイント

- ほこりがたまっていれば取り除く。石油ストーブにほこりなどが堆積すると、燃焼状態が悪くなったり、ほこりに引火したりする恐れがある。
- 耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する。石油ストーブの場合は燃焼筒がずれていないかを確認する。
- 灯油は経年劣化するため、燃料は新しい灯油を使い昨シーズンの灯油は使わない。ガソリンや混合燃料の使用は厳禁。別の場所で正しく保管するなどガソリンなどの誤給油を防ぐための対策を徹底する。
- カートリッジタンクの給油口は、ふたが確実に閉まっていること、漏れがないことを確認する。給油の際は必ず先に消火してから行う。
- 石油ストーブなどと周囲の壁や家具、衣類およびスプレー缶など可燃物との十分な距離が確保できていることを確認する。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります